

火山噴火予知連絡会伊豆大島部会運営要綱

昭和62年3月19日 火山噴火予知連絡会

1. 火山噴火予知連絡会（以下「連絡会」という。）に火山噴火予知連絡会伊豆大島部会（以下「部会」という。）を置く。
2. 部会の任務は連絡会の任務のうち、伊豆大島の火山活動に関する総合判断を行い、その結果を連絡会に報告する。
3. 部会の委員及び臨時委員は連絡会の委員及び臨時委員の中から連絡会会長が指名する。
4. 部会に部会長を置き、部会長は連絡会会長が指名する。
5. 部会は必要に応じ部会長が招集する。
6. 部会は必要と認めた場合、連絡会委員に出席を依頼する。
7. 伊豆大島の火山活動に関する部会の総合判断の結果は火山噴火予知連絡会伊豆大島部会コメントとして発表する。

（説明）

火山噴火予知連絡会伊豆大島部会は、11月28日開催の第40回連絡会の決定に基づき12月3日に発足した。3月19日の連絡会で上記の要綱を定めた。

伊豆大島総合観測班について

昭和62年3月19日 火山噴火予知連絡会

伊豆大島三原山の噴火に伴って、火山活動の状況の把握に資するため、火山噴火予知連絡会は11月18日伊豆大島総合観測班を設置した。この班は地震、微動、地殻変動、地磁気、地電流、熱、重力、火山ガス等の各種観測を行い、さらに、噴火現象、噴出物の分布、量、性質等の各種観測調査を行うもので、火山噴火予知連絡会委員、臨時委員及びこれらに依頼された研究者から構成される。班の代表は火山噴火予知連絡会伊豆大島部会長の職にある委員とする。班員は必要なデータをすみやかに火山噴火予知連絡会に報告するものとする。

総合観測班の観測データに基づく火山活動評価は火山噴火予知連絡会及び同伊豆大島部会にて行う。

（説明）

11月18日に開催された拡大幹事会において伊豆大島総合観測班の設置が提案され、それ以降同観測班は下記の主旨に沿って活動し、火山噴火予知連絡会による火山活動の評価等に貢献してきた。火山噴火予知連絡会運営要綱4(7)に従い、会長は第43回火山噴火予知連絡会の議を経て、同観測班の任務、構成等を上記のとおり定めた。